

令和5年5月8日

湯沢認定こども園保護者の皆様  
湯沢町立湯沢小学校保護者の皆様  
湯沢町立湯沢中学校保護者の皆様

湯沢町教育委員会

## 5月8日以降の湯沢学園における新型コロナウイルス感染症対策について

薫風の候、保護者の皆様におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。日頃は、湯沢学園の保育・教育活動に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

令和5年5月1日付の県教育庁保健体育課「5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」に基づき、湯沢学園においても、下記の通り対応いたしますので、確認をお願いいたします。

### 記

#### 1. 基本的な考え方について

- 家庭との連携による園児児童生徒の健康状態の把握、適切な換気の確保、手指衛生や咳エチケットの指導は継続します。
- リーバーへの入力、健康観察シートへの記録、連絡帳記入等、検温はしばらく継続します。ご協力ください。
- マスク着用を求めないことを基本としますが、状況により着用を推奨する場合があります。また、給食は、園児児童生徒の間に一定の距離を確保する等を行い、黙食は求めません。
- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要ですが、アレルギー疾患等の症状もあることから軽微な症状があることをもって一律に登校・登園を制限するものではありません。

#### 2. 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた対応について

- 園児児童生徒の感染が判明した場合は、出席停止（登園不可）となります。また、感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合は、校長・園長に連絡をしてください。校長・園長の判断により出席停止の措置を講じたり登園自粛をお願いしたりする場合があります。
- 出席停止（登園不可）の期間は「発症した日を0日とし、5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで」となります。
- 5月8日以前に感染が確認された園児児童生徒についても、5月8日以降は上記の出席停止（登園不可）の期間の基準を適用します。

※ 出席停止（登園不可）の期間例

〈例〉 5/17 から登校園可能

5/19 から登校園可能

5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症							発症								
			0日目	1日目									0日目	1日目	
			症状軽快										症状軽快		

- 療養期間を経て登校・登園する際「療養解除届」を提出していただきます。

3. 濃厚接触者の取扱いについて

- 5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなくなります。
- 同居の家族が感染した、或いは、校園で感染者と飲食を共にした園児児童生徒も感染が確認されなければ直ちに出席停止（登園不可）とはなりません。

【参考】

文部科学省 HP 新型コロナウイルスに関連した感染症に関する対応について

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)

<問合せ先>

湯沢町教育委員会

子育て教育部長 古川 健一

TEL 025-784-2211